

豊田市旭地区空き家店舗活用補助金



空き家で始める
新たな可能性

補助金額
上限 **100** 万円

旭地区にある空き家を活用し、
商業活動を行う方に対して
改修費用を補助します。

補助対象経費

空き家の商業活動に必要な部分の改修及び修繕に要する費用

補助率

8割

補助金額

上限 100 万円

補助要件

- ・空き家情報バンク※に登録された空き家であること
- ・契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日から起算して1年以内に交付申請をすること
- ・豊田市山村地域等定住応援補助金及び豊田市山村地域等空き家再生事業補助金の交付申請をしておらずかつ交付を受けていない空き家であること
- ・補助金の確定通知の日から起算して3年以内に転売、解体、又は当該商業活動を終了しないこと など

補助金の申請から交付まで

申請者が行うこと 市が行うこと



※空き家情報バンク制度での空き家の売買・賃貸までの流れについては、裏面を御覧ください。

その他の条件やお手続きの方法など、詳細は旭支所までお問い合わせください。

豊田市旭支所 地域振興担当

☎ 0565-68-2211

受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

詳細な補助要件等は、「豊田市旭地区空き家店舗活用補助金交付要綱」を御覧ください。

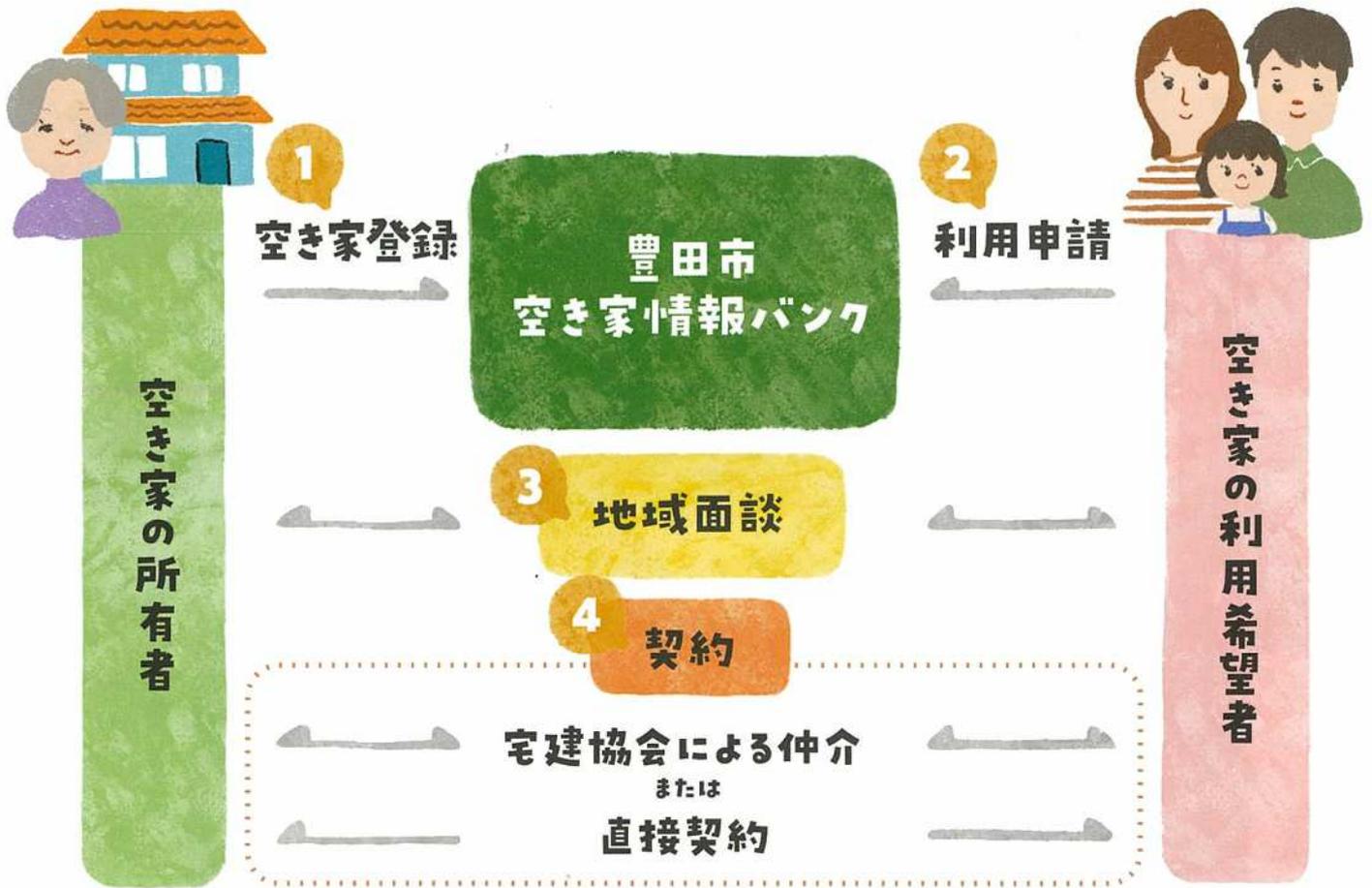


空き家店舗活用補助金



空き家情報バンク

豊田市空き家情報バンク運用イメージ



1 空き家登録

登録はサポートします!

- STEP1 支所に連絡・相談
- STEP2 空き家の現地確認
- STEP3 登録申込

登録の申請書の書き方などについては、支所がサポートします。登録手続き完了後は、市の窓口・ホームページや全国版空き家情報バンクのホームページに掲載し、利用希望者を募集します!

2 利用申請

- STEP1 まずは利用者登録を! ※
- STEP2 利用したい空き家が見つければ、現地見学!
- STEP3 STEP2で気に入ったら、空き家のある地区の支所に利用希望物件の申込書を提出!

※利用者登録は、豊田市役所地域支援課・各支所の窓口、あいち電子申請届出システムから申請可能です。

3 地域面談

地域と空き家の利用希望者がよりよい関係を築くための面談です。通常、面談は空き家の所有者・空き家の利用希望者・地域住民(自治区の区長など)の3者で行います。それぞれの不安解消の場となっており、役に立ったとの声をいただいております。

4 契約

- 契約は2通りの方法があります。※1・2
- ・宅建協会の仲介による契約 ※3
 - ・空き家の所有者と空き家の利用希望者による直接契約

※1 豊田市は契約に関する仲介は行いません。また、仲介及び契約に関するトラブルについては、一切関与しません。
 ※2 契約の方法はあらかじめ空き家の所有者が決定します。
 ※3 宅建協会の仲介の場合は、仲介にかかる手数料が発生します。(手数料は、宅地建物取引業法に定められた報酬額の範囲内になります。)